

# 決算期の留意点について

## I. 剰余金処分について

剰余金処分案(損失処理案)とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成するものです。作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあっては「法定繰越金(教育情報繰越金)」を繰り越す処理を必ず行って下さい。また、会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では作成する必要はなく、「剰余金処分案(又は損失処理案)」の作成が義務づけられています。

### 1. 剰余金処分の方法について

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益(繰越損失を控除した金額)を基にして行わなければなりません。当期利益(繰越損失を控除した金額)の金額が少額であっても積み立てを行います。

#### (1) 法定利益準備金について

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1(共済事業を行う組合にあっては、5分の1)以上を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩すことはできません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

#### (2) 特別積立金について

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。

#### (3) 教育情報費用繰越金(法定繰越金)について

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません。なお、企業組合、商工組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

## II. 登記申請について

変更登記における主な事項と、登記期間については下記のとおりです。

登記の種類	登記期間
出資金の変更	当該事業年度終了の日から4週間以内又は変更のあった日から2週間以内
代表理事の変更	変更のあった日から2週間以内 (代表理事として同じ者が再選された場合も登記が必要)
事務所所在地の変更	移転の日から2週間以内
名称、地区または事業の変更	定款変更認可書到達の日から2週間以内

そのほか、組合事務手続きについてご不明点等ございましたら、お気軽に本会までお問い合わせください。